

平成26年4月1日

公益財団法人婦人児童問題研究所

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

当法人は、平成20年12月31日に施行された改正国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人役員として再就職する場合に事前に政府に届出をおこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある」に該当しませんのでその旨公表いたします。

（参考）

- 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項第4号及び改正法附則第12条
- 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条の2第1項において準用する改正国公法第106条の24第1項第4号及び改正法附則第10条において準用する改正法附則第12条
- 職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）第32条及び附則第4条
- 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成20年政令第390号）第18条及び附則第3条、
- 職員の退職管理に関する内閣府令（平成20年内閣府令第83号）第9条及び附則第3条
- 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成20年内閣府令第84号）第8条及び附則第3条の諸規定